

昭和四十七年労働省令第三十九号

特定化学物質障害予防規則

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定化学物質等障害予防規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の三)

第二章 製造等に係る措置(第三条―第八条)

第三章 用後処理(第九条―第十二条の二)

第四章 漏えいの防止(第十三条―第十六条の二)

第五章 管理(第二十七条―第三十八条の四)

第五章の二 特殊な作業等の管理(第三十八条の五―第三十八条の二十一)

第六章 健康診断(第三十九条―第四十二条)

第七章 保護具(第四十三条―第四十五条)

第八章 製造許可等(第四十六条―第五十条の二)

第九章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第五十一条)

第十章 報告(第五十二条・第五十三条)

附則

第一章 総則

(事業者の責務)

第一条 事業者は、化学物質による労働者がのがん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を予防するため、使用する物質の毒性の確認、代替物の使用、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もつて、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、化学物質にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならぬ。〔定義等〕

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 第一类物質 労働安全衛生法施行令(以下「令」という)別表第三第一号に掲げる物をいう。

二 第二類物質 令別表第三第二号に掲げる物をいう。

三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号、2、4から7まで、8の1、2、12、15、17、19の4、19の1、2、4から7まで、8の1号から第二十二号の四まで、第二十三号の

9の5、20、23、23の2、24、26、27、28から30まで、31の2、34、35及び36に掲げる物並びに別表第一

4号の二、第十二号、第十四号から第七号まで、第一号、第二号、第四号から第七号まで、第一号の二、第十九号、第十九号の四、第十九号の五、第二十号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十六号に掲げる

4号の二から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定

の実施するため、特定化学物質等障害予防規則を次のように定める。

号から第三十号まで、第三十一号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十六号に掲げる

4号の二から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる

別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる

三の二 特別有機溶剤 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる

三の三 特別有機溶剤等 特別有機溶剤並びに別表第一第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から22の5まで及び33の2に掲げる

三の四 オーラミン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号8及び32に掲げる物並びに別表第一八号及び第三十二号に掲げる物をいう。

三の五 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の六 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の七 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の八 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の九 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十一 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十二 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十三 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十四 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十五 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十六 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十七 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十八 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の十九 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十一 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十二 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十三 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十四 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十五 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十六 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十七 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十八 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の二十九 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十一 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十二 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十三 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十四 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十五 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十六 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十七 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十八 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の三十九 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の四十 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の四十一 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の四十二 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の四十三 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の四十四 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

三の四十五 第三第二号8及び32に掲げる物をいう。

二、若しくは第三十七号(令別表第三第二号1の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

一、次に掲げる業務(以下「特別有機溶剤等を製造する業務」という。)以外の特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務

イ、クロロホルム等有機溶剤業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号1の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物をいう。))

ロ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及び毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「クロロホルム等」という。)に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。)に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。)に限る。)において行う塗装の業務をいう。)

ハ、一・二・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号1の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

ニ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

オ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

以下同じ。)

一、(1) クロロホルム等を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

(2) 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらの中間体を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

(3) クロロホルム等を用いて行う印刷の業務

(4) クロロホルム等を用いて行う文字の書き込み又は描画の業務

(5) クロロホルム等を用いて行うつや出しが工の業務

(6) 接着のために用いるクロロホルム等の塗布の業務

(7) 接着のためにクロロホルム等を塗布された物の接着の業務

(8) クロロホルム等を用いて行う洗浄(12) クロロホルム等を入れたことのあるタブレット(令別表第三第二号1の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物をいう。)の内部における業務

(9) クロロホルム等を用いて行う塗装の業務(12) に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)

(10) クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務

(11) クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務

二、(1) クロロホルム等を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

(2) 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらの中間体を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

(3) クロロホルム等を用いて行う印刷の業務

(4) クロロホルム等を用いて行う文字の書き込み又は描画の業務

(5) クロロホルム等を用いて行うつや出しが工の業務

(6) 接着のために用いるクロロホルム等の塗布の業務

(7) 接着のためにクロロホルム等を塗布された物の接着の業務

(8) クロロホルム等を用いて行う洗浄(12) に掲げる業務に該当する洗浄(12)に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)

(9) クロロホルム等を用いて行う塗装の業務(12) に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)

(10) クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務

(11) クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務

三、(1) 令別表第三第二号1の5に掲げる物又は別表第一第三号の二に掲げる物(第三十八条の十一において「コバルト等」という。)を触媒として取り扱う業務

ハ、一・二・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号1の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

ニ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

オ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

以下同じ。)

一、(1) 令別表第三第二号1の5に掲げる物又は別表第一第三号の二に掲げる物(第三十八条の十一において「コバルト等」という。)を触媒として取り扱う業務

ハ、一・二・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号1の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

ニ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

オ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

以下同じ。)

一、(1) 令別表第三第二号1の5に掲げる物又は別表第一第三号の二に掲げる物(第三十八条の十一において「コバルト等」という。)を触媒として取り扱う業務

ハ、一・二・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号1の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

ニ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

オ、エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。)

以下同じ。)

一、(1) 令別表第三第二号1の5に掲げる物又は別表第一第三号の二に掲げる物(第三十八条の十三において「三酸化アンチモン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務

六 令別表第三第二号19の4に掲げる物又は、適用されない業務を除く。)については、適用別表第一第十九号の4に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを成形し、加工し、又は包装する業務以外の業務

七 令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第二十三号の2に掲げる物(以下この号において「ナフタレン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務

八 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備(密閉式の構造のものに限る。)における同じ。)からの試料の採取の業務

九 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務(イ及びロに掲げる業

十 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う物(以下この号及び第三十八条の2において「リフラク

トリー・セラミックファイバー等の粉じんが発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラン

クターにより固形化された物その他のリフラン

トリー・セラミックファイバー等の粉じんが

発散するおそれのある業務を除く。)

第二条の三 この省令(第二十二条、第二十二条の二、第三十八条の八(有機則第七章の規定を準用する場合に限る。)、第三十八条の十三第三項から第五項まで、第三十八条の十四、第三十八条の二十第二項から第四項まで及び第七項、第六章並びに第七章の規定を除く。)は、事業場が次の各号(令第二十二条第一項第三号の業務に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。)に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下この条において「所轄都道府県労働局長」といいう。)が認定したときは、第三十六条の二第一項に掲げる物(令別表第三第一号3、6又は7に掲げる物を除く。)を製造し、又は取り扱う作業又は業務(前条の規定により、この省令が

適用されない業務を除く。)については、適用

一 事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの(第五号において「化学物質管理専門家」という。)であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 特定化学物質に係る労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十四条の二の七第一項に規定するリスクアセスメントの実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関するこ

二 過去三年間に当該事業場において特定化学物質による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上の労働災害が発生してい

ること。

三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第三十六条の二第一項の規定によ

る評価の結果が全て第一管理区分に区分され

たこと。

四 過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第三十九条第一項の健康診断の結果、新たに特定化学物質による異常所見があ

ると認められる労働者が発見されなかつたこ

と。

五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則

第三十四条の二の八第一項第三号及び第四号に掲げる事項について、化学物質管理専門家(当該事業場に属さない者に限る。)による評

価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられて

いると認められること。

六 過去三年間に事業者が当該事業場について

労働安全衛生法(以下「法」という。)及び

これに基づく命令に違反していないこと。

前項の認定(以下この条において単に「認

定」という。)を受けようとする事業場の事業

者は、特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書(様式第一号)により、当該認定に係る

事業場が同項第一号及び第三号から第五号まで

六 令別表第三第二号19の4に掲げる物又は別表第一第十九号の4に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを成形し、加工し、又は包装する業務以外の業務

七 令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第二十三号の2に掲げる物(以下この号において「ナフタレン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務

八 液体状のナフタレン等を製造し、又は取

り扱う設備(密閉式の構造のものに限る。)

九 液体状のナフタレン等を常温を超えない

温度で取り扱う物(以下この号及び第三

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二〇

一百二一

一百二二

一百二三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三〇

一百三一

一百三二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四〇

一百四一

一百四二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五〇

一百五一

一百五二

一百五三

一百五四

一百五五

一百五六

一百五七

一百五八

一百五九

一百六〇

一百六一

一百六二

一百六三

一百六四

一百六五

一百六六

一百六七

一百六八

一百六九

一百七〇

一百七一

一百七二

一百七三

一百七四

一百七五

一百七六

一百七七

一百七八

一百七九

一百八〇

一百八一

一百八二

一百八三

一百八四

一百八五

一百八六

一百八七

一百八八

一百八九

一百九〇

一百九一

一百九二

一百九三

一百九四

一百九五

一百九六

一百九七

一百九八

一百九九

一百九〇〇

一百九〇一

一百九〇二

一百九〇三

一百九〇四

一百九〇五

一百九〇六

一百九〇七

一百九〇八

一百九〇九

一百九〇一〇

一百九〇一一

一百九〇一二

一百九〇一二

一百九〇一三

一百九〇一四

一百九〇一五

一百九〇一六

一百九〇一七

一百九〇一八

一百九〇一九

一百九〇二〇

一百九〇二一

一百九〇二二

一百九〇二三

一百九〇二四

一百九〇二五

一百九〇二六

一百九〇二七

一百九〇二八</

五 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものを全部開放すること。

六 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。

七 測定その他の方法により、作業を行う設備の内部について、特定化学物質により健康障害を受けるおそれのないことを確認すること。

八 第三号により施した閉止板等を取り外す場合において、特定化学物質が流出するおそれのあるときは、あらかじめ、当該閉止板等とそれに最も近接したバルブ、コック等との間の特定化学物質の有無を確認し、必要な措置を講ずること。

九 非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を避離させるための器具その他の設備を備えること。

十 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第三号から第六号までの措置を講ずること等について配慮しなければならない。

事業者は、前項の請負人に對し、第一項第七号及び第八号の措置を講ずる必要がある旨並びに同項第十号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

事業者は、第一項第七号の確認が行われていない設備については、当該設備の内部に頭部を入れてはならない旨を、あらかじめ、作業に従事する者に周知させなければならない。

労働者は、事業者から第一項第十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第二十二条の二 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（前条第一項の設備及びタンク等を除く。以下この条において同じ。）の改造、修理、清掃等の作業に該当するものを除く。）に労働者を從事させる場合において、当該設備の分解、研磨等部に立ち入る作業（酸欠則第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。）に労働者を從事させる場合において、当該設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させること。

二 特定化学物質による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させるること。

三 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものを全て開放すること。

四 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。

五 非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を退避させるための器具その他の設備を備えること。

六 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、同項の設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、当該請負人に対し、同項第三号及び第四号の措置を講ずること等について配慮するとともに、当該請負人に対し、同項第六号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 労働者は、事業者から第一項第六号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
(退避等)

第二十三条 事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、作業に従事する者を作業場等から退避させなければならぬ。

2 事業者は、前項の場合には、第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
(立入禁止措置)

二十四条 事業者は、次の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

第一類物質又は第二類物質（クロロホルム等及びクロロアルキル鉛等）を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。第三十一条第三十七号に掲げる物を除く。第三十七条及び第三十八条の二において同じ。）を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等の用いられる作業場を除く。）

二 特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第三種物質等を合計百リットル以上取り扱うもの（容器等）

第二十五条 事業者は、特定化学物質の保管又は貯蔵するときは、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないよう、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

事業者は、特定化学物質の保管については、一定の場所を定めておかなければならぬ。事業者は、特定化学物質の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装について、当該物質が発散しないよう措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。

事業者は、特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵することを防ぐ設備

二 特別有機溶剤又は令別表第六の二に掲げる有機溶剤（第三十六条の五及び別表第一第三十五回において單に「有機溶剤」という。）の蒸気を屋外に排出する設備（救護組織等）

第二十六条 事業者は、特定化学設備を設置する作業場については、第三種物質等が漏れいしたときに備え、救護組織の確立、関係者の訓練等に努めなければならない。

第五章 管理

（特定化学物質作業主任者等の選任）

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業場について、特定化学物質及び四アルキル鉛等の作業主任者技能講習（次項に規定する金属アルキル接等作業主任者限定技能講習を除く。第五条第一項に規定する）

十二条第一項及び第三項において同じ。) (特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤による作業、アーケークを用いて金属を溶断し、又はガスウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーケーク溶接等作業」という。)については、講習科目を金属アーケーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第五十一条第四項において「金属アーケーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を修了した者のうちから、金属アーケーク溶接等作業主任者を選任することができる。

令第六条第十八条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第二十八条 事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないようになり、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 局所排気装置、ブンシユブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。

四 タンクの内部において特別有機溶剤業務に従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号(第一号、第四号及び第七号を除く。)に定める措置が講じられてることを確認すること。

(金属アーケーク溶接等作業主任者の職務)

第二十八条の二 事業者は、金属アーケーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないようないい。

作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。
(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条规定第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置(特定化学物質(特別有機溶剤等)を除く)。その他この省令に規定する物に係るものに限る)は、次のとおりとする。

一 第三条、第四条第四項、第五条第一項、第三十八条の十二第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置(第三条第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む)。

二 第三条、第四条第四項、第五条第一項、第三十八条の十二第二項第一号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるブッシュブル型換気装置(第三十八条の十六第一項ただし書のブッシュブル型換気装置を含む)。

三 第九条第一項、第三十八条の十二第一項第一号若しくは第三十八条の十三第四項第一号の規定により、又は第五十条第一項第七号ハ若しくは第八号(これらの規定を第五十条の二第二項において準用する場合を含む)の規定に基づき設けられる除じん装置(特定化学物質(特別有機溶剤等)を除く)。

四 第十条第一項の規定により設けられる排ガス処理装置

五 第十一条第一項の規定により、又は第五十条第一項第十号(第五十条の二第二項において準用する場合を含む)の規定に基づき設けられる排液処理装置

(定期自主検査)

第三十条 事業者は、前条各号に掲げる装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げ

る事項について自主検査を行わなければならぬ。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 局所排気装置
イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 ブッシュブル型換気装置
イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置
イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
ロ 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのた積状態

ハ る過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

二 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否

ホ 处理能力

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置
イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
ロ 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのた積状態

ハ る過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

二 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否

ホ 处理能力

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

二 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置
イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
ロ 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのた積状態

ハ る過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

二 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置
イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
ロ 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのた積状態

第三十一条 事業者は、特定化学設備又はその附属設備については、二年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる事項について自主検査を行なう。ただし、二年を超える期間使用しない特定化学設備又はその附属設備又は附属設備(配管を除く)の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 特定化学設備又は附属設備(配管を除く)
イ 設備の内部にあつてその損壊の原因となるおそれのある物の有無

二 内面及び外表面の著しい損傷、変形及び腐食の有無

三 ふた板、フランジ、バルブ、コツク等の状態

四 安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能

五 冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置及び自動警報装置の機能

六 予備動力源の機能

七 フランジ、バルブ、コツク等の状態

八 配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の損傷、変形及び腐食の有無

九 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十一 配管について、次に掲げる事項

イ 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十二 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十三 配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十四 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十五 配管について、次に掲げる事項

イ 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十六 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

一 点検年月日

二 点検箇所

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(定期自主検査の記録)

第三十二条 事業者は、前二条の点検を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 点検年月日

二 点検箇所

三 検査箇所

四 点検の結果

五 点検を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(定期自主検査の記録)

第三十三条 事業者は、第三十二条若しくは第三十三条若しくは第三十四条の点検を行つた場合は、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(定期自主検査の記録)

第三十四条 事業者は、特定化学設備又はその附属設備をはじめて使用するとき、分解して改造若しくは修理を行なつたとき、又は引続き一月以上使用を休止した後に使用するときは、第三十二条第一項各号に掲げる事項について、点検を行なわなければならない。

一 特定化学設備又は附属設備(配管を除く)
イ 設備の内部にあつてその損壊の原因となるおそれのある物の有無

二 内面及び外表面の著しい損傷、変形及び腐食の有無

三 ふた板、フランジ、バルブ、コツク等の状態

四 安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能

五 予備動力源の機能

六 冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置及び自動警報装置の機能

七 フランジ、バルブ、コツク等の状態

八 配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の損傷、変形及び腐食の有無

九 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十一 配管について、次に掲げる事項

イ 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十二 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十三 配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十四 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十五 配管について、次に掲げる事項

イ 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十六 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第三十五条 事業者は、第三十三条若しくは第三十四条の点検を行つた場合は、次の事項について、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

(測定及びその記録)

一 石綿等の状態

二 有無

三 有無

四 有無

五 有無

六 有無

七 有無

八 有無

九 有無

十 有無

十一 有無

十二 有無

十三 有無

十四 有無

十五 有無

十六 有無

十七 有無

十八 有無

十九 有無

二十 有無

二十一 有無

二十二 有無

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場(石綿等)の石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第一十一号)以下「石綿則」といいう)第一項第一項に規定する石綿等をいう。

(以下同じ)に係るもの及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除く)について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質(令別表第三第二号8に掲げる物を除く)又は第二類物質(別表第一に掲げる物を除く)の空気中における濃度を測定しなければならない。

2 める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

事業者は、前項の規定による評価を行つたときは、その都度次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

一 評価日時

二 評価箇所

三 評価結果

四 評価を実施した者の氏名

事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第三二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の3に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(評価の結果に基づく措置)

第三十六条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該特定化学物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付けること。

<p>第三十六条の三の二 事業者は、前条第二項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所（同条第一項に規定する措置を講じていないこと又は当該措置を講じた後同条第二項の評価を行っていないことにより、第一管理区分又は第二管理区分となつてないものを含み第五項各号の措置を講じているのを除く。）については、遅滞なく、次に掲げる事項について、事業場における作業環境の管理について必要な能力を有すると認められる者（当該事業場に属さない者に限る。以下この条において「作業環境管理専門家」という。）の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>一 当該場所について、施設又は設備の設置または整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講ずることにより第一管理区分又は第二管理区分とするところの可否</p> <p>二 当該場所について、前号において第一管理区分又は第二管理区分とすることが可能な場合における作業環境を改善するために必要な措置の内容</p>	<p>第三十六条の三の二 書面を労働者に交付すること。 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。</p> <p>第三十六条の三の二 事業者は、第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呴吐用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p>
<p>第三十六条の三の二 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該特定化学物質の濃度を測定し、及びその結果を評価しなければならない。</p>	<p>第三十六条の三の二 書面を労働者に交付すること。 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。</p>

事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条及び第三十六条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、特定化学物質の濃度を測定し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

二 ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることはできる。

三 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを3年間保存すること。

四 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を行わせること。

イ 前二号及び次項第一号から第三号までに掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理すること。

ロ 特定化学物質作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）について必要な指導を行うこと。

ハ 第一号及び次項第二号の呼吸用保護具を常に有効かつ清潔に保持すること。

四 第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措

置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前条第三項各号に掲げるいづれかの方法によつて労働者に周知させること。

事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第一管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならぬ。この場合においては、第三十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、個人サンプリング測定等により特定化学物質の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを前項第二号に定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

三 当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該請負人に對し、第一号の呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知せること。

四 第四項第一号の規定による測定（同号ただし書の測定を含む）又は前項第一号の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

6

一 測定日時
二 測定方法
三 測定箇所
四 測定条件
五 測定結果
六 測定を実施した者の氏名
七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要
八 第三十六条第三項の規定は、前項の測定の記録について準用する。

事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係る前条第二項の規定による評価及び第三項の規定による評価を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 評価日時
二 評価箇所
三 評価結果
四 評価を実施した者の氏名
第五条 第三十六条の二第三項の規定は、前項の評価について準用する。

9

第三十六条の三の三 事業者は、前条第四項各号

の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられなければならない。

一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）以下この項において「作環法」という。第一条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を受けた者

二 サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする特定化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（口において「第一種作業環境測定士」という。）

ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三

四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

二十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

三十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

四十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

五十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

六十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

七十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

八十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

九十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百二十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百三十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百四十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百五十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百六十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百七十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十一 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十二 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十三 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十四 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十五 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十六 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十七 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十八 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）

一百八十九 環境測定士が分析を行ふ場合に限る。）</p

第四項 号ハの 含有するも の3、22の2、22の4又は 33の2に掲げる物を含有する 混合物にあつては、イに掲げる 物又は前号イに掲げる物の含有 量が重量の五パーセント以下の 物で、同表第二号3の3、18 の3、19の2、19の3、2 の2、22の4又は33の2 に掲げる物のいずれか一つを重 量の一パーセントを超えて含有 するものを含む。)	第三項 第一条 第二十八条 特定化学物質障害予防規則(昭 和四十七年労働省令第三十九 号)第二条の二第一号に掲げる 業務	第二項 第一条 第二十九条 特定化学物質障害予防規則(昭 和四十七年労働省令第三十九 号)第二条の二第一号に掲げる 業務	第一項 第一条 第二十九条 特定化学物質障害予防規則(昭 和四十七年労働省令第三十九 号)第二条の二第一号に掲げる 業務

一 労働者がその中に立ち入ることができない構造の滅菌器を用いること。

二 滅菌器には、エチレンオキシド(エチレンオキシド等が充填された滅菌器の内部を減圧した後に大気開放することを繰り返すことにより、滅菌器の内部のエチレンオキシド等の濃度を減少させること)をいう。第四号において同じ。)を行う設備を設けること。

三 滅菌器の内部にエチレンオキシド等を充填する作業を開始する前に、滅菌器の扉等が閉じていることを点検すること。

四 エチレンオキシド等が充填された滅菌器の扉等を開く前に労働者が行うエチレンオキシド等の手順を定め、これにより作業を行うこと。

五 当該滅菌作業を行う屋内作業場については、十分な通気を行うため、全体換気装置の設置その他必要な措置を講ずること。

六 当該滅菌作業の一部を請負人に請け負わせること。

七 当該滅菌作業の一部を請負人に請け負わせることは、又は取り扱う作業に労働者を従事させるとときは、当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日1回以上掃除しなければならない。

(コバルト等に係る措置)
第三十八条の九 事業者は、コバルト等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるとときは、当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日1回以上掃除しなければならない。

(コバルト等に係る措置)
第三十八条の十 事業者は、有機ガス用防毒マスクガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。次項において同じ。)

第三十八条の十一 事業者は、有機ガス用防毒マスクガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。次項において同じ。)

第三十八条の十二 事業者は、コークス炉上において又はコークス炉に接して行うコークス製造の作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一 コークス炉に石炭等を送入する装置、コークス炉からコークスを押し出す装置、コークスを消防車に誘導する装置又は消防車について、これらに運転室の内部にコークス炉等から発散する特定化学物質のガス、蒸気又は粉じん(以下この項において「コークス炉発散物」という。)が流入しない構造のものとし、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けることを要しない。

(エチレンオキシド等に係る措置)
第三十八条の十三 事業者は、令別表第三第二号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るもの(以下この条において「エチレンオキシド等」という。)を用いて行う滅菌作業に労働者を従事させる場合において、次に定めるところによるときは、第五条の規定にかかるらず、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けることを要しない。

み込まれたコークスの消火をするための設備には、スクラバによる除じん方式若しくはろ過除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。

四 コークス炉の内部の圧力を減少させるため、上昇管部に必要な設備を設ける等の措置を講ずること。

五 上昇管と上昇管のふた板との接合部からコークス炉発散物が漏えいすることを防止するため、上昇管と上昇管のふた板との接合面を密接させる等の措置を講ずること。

六 コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口の蓋の開閉は、労働者がコークス炉発散物により汚染されることを防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと。

七 コークス炉に石炭等を送入する場合における接合部の蓋の開閉は、労働者がコークス炉発散物により汚染されることを防止するために必要な操作規程を定め、これにより作業を行うこと。

八 ふたを閉じた石炭等の送入口と当該ふたとの接合部及び上昇管と上昇管のふた板との接合部におけるコークス炉発散物の漏えいの有無の点検操作

口 第四号の上昇管部に設けられた設備の操作

イ コークス炉に石炭等を送入する装置の操作

ハ ふたを閉じた石炭等の送入口と当該ふたとの接合部及び上昇管と上昇管のふた板との接合部におけるコークス炉発散物の漏えいの有無の点検操作

ホ 上昇管の内部に付着した物の除去作業

ヘ 保護具の点検及び管理

ト イから今までに掲げるもののほか、労働者がコークス炉発散物により汚染されることが防止するため必要な措置

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

による作業が行われるよう必要な配慮を行うこと。

二 コークス炉上において、又はコークス炉に接して行うコークス製造の作業に關し、前項の事項について、同号の作業規程により作業を行う必要がある旨を周知させること。

三 第七条第一項第一号から第三号まで及び第八条の規定は第一項第二号の局所排気装置について、第七条第二項第一号及び第二号並びに第八条の規定は第一項第二号のブッシュブル型換気装置について準用する。

(三酸化二アンチモン等に係る措置)
第三十八条の十三 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一 当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日1回以上掃除すること。

二 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着した三酸化二アンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、三酸化二アンチモン等の粉じんが発散しないように当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梶包したときはこの限りでない。

三 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口の蓋の開閉を当該請負人が行うとき

は、当該請負人がコークス炉発散物により汚染されることを防止するため、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させるとともに、隔離室を使用させる等適切に遠隔操作

場所から作業に従事する者が退避したこと
を確認すること。
燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所

燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に作業従事する者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

——本船燃蒸作業においては、次に定めると

イ 煙蒸しようとする船倉は、臭化メチル等の漏えいを防止するため、ビニルシート等で開口部等を密閉すること。
口 投資作業を開始する前に、煙蒸しようとする船倉は、等で密閉されて、一層の安全を確保する。

する船倉がヒニルシート等で密閉されることを確認し、及び当該船倉から投薬作業への作業に従事する者が退避したことを見認すること。

ノ 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外

した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住

室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合こは、当該船倉又は居住室等における空

合には、当該船員は、居候等に就いて、空氣中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、メタノール等の濃度を測定する。

ン、シアノ化水素、臭化メチル又はボルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場

合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式

防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン等を呼吸用保護具として使用せらる。

スラン付き呼吸用保護具を使用させると
き、又は当該測定を行う者（労働者を除

く。)に対し送気マスク、空気呼吸器、隔壁式防毒マスク若しくは防毒機能を有する

電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知せることのほか、当該

要がある旨を周知させることのほか、三語
居住室等の外から行うこと。

二 第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における

る空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物

に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やす

二 前号の規定による測定の結果、当該測定に
アン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒ
ドの濃度を測定すること。

三十 隔離室での遠隔操作 により塗薬する場合

物	エチレンオキシド	二ミリグラム又は一立方センチメートル
酸化プロピレン	五ミリグラム又は二立方センチメートル	
シアノ化水素	三ミリグラム又は三立方センチメートル	
臭化メチル	四ミリグラム又は一立方センチメートル	
ホルムアルデヒド	○・一ミリグラム又は一立方センチメートル	
備考	この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。	
事業者は、倉庫、コンテナー、船倉等の臭化メチル等を用いて燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等において燻蒸作業以外の作業に労働者を従事させようとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなときは、この限りでない。	一 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シ	

夏季 場す墳いに 場合 操作の 隔離室で する墳なに隔 いよら 薬の 操作 の 場		夏季 場えを八二度 の 場合 超度十が温 度の 場		夏季 場あ下度十が温 度の 場		夏季 場す墳いに 場合 操作の 隔離室で する墳なに隔 いよら 薬の 操作 の 場	
合	る	合	る	合	る	合	る
二 十 五				二 十		ト セ ン 一	値 (単位)

(ニトログリコールに係る措置)
第三十八条の十五 事業者は、ダイナマイトを製造する作業に労働者を従事させるとときは、次に定めることによらなければならない。
一 薬(ニトログリコールとニトログリセリンと硝化綿に含浸させた物及び当該含浸させた物と充填剤等とを混合させた物をいう。以下この条において同じ。)を圧伸包装し、又

第三十一条の十六　事業者は、ベンゼン等を溶剤として取り扱う作業に労働者を従事させてはならない。ただし、ベンゼン等を溶剤として取り扱う設備を密閉式の構造のものとし、又は当該作業を作業中の労働者の身体にベンゼン等が直接接觸しない方法により行わせ、かつ、当該作業を行う場所に開い式フレードの局所排気装置又はブツシヌブル型換気装置を設けたときは、この限りでない。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、当該作業を身體にベンゼン等が直接接觸しない方法により行う必要がある旨を周知させなければならぬ。

六 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによること。
イ 開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三一プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。
ロ 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間に、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りない。

七 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

八 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行なうときは、次の事項について、一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。

九 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及び調整装置又は容器に原材料等を取り出すときには、(a)操作ロッド、冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作、(b)計測装置及び制御装置の監視及び調整、(c)安全弁その他の安全装置の調整、(d)ホース蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における一・三一プロパンスルトン等の漏えいの有無の点検、(e)試料の採取及びそれに用いる器具の処理、(f)容器の運搬及び貯蔵、(g)設備又は容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理、(h)異常な事態が発生した場合における応急の措置

十 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三一プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものに關係する者以外の者が立ち入ること、當該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

十一 一・三一プロパンスルトン等を運搬し、又は貯蔵するときは、一・三一プロパンスルトン等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。

十二 前号の容器又は包装の見やすい箇所に一・三一プロパンスルトン等の名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。

十三 一・三一プロパンスルトン等の保管については、一定の場所を定めておくこと。

十四 一・三一プロパンスルトン等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、一・三一プロパンスルトン等が発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておくこと。

十五 その日の作業を開始する前に、一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱っている容器の状態並びに当該設備及び一・三一プロパンスルトン等による皮膚の汚染の有無を点検すること。

十六 前号の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、当該設備又は容器を補修し、漏れた一・三一プロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。

十七 一・三一プロパンスルトン等を製造し、若しくは取り扱う設備若しくは容器に一・三一プロパンスルトン等を入れ、又は当該設備若しくは容器から取り出すときは、一・三一

十八 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を見やる。
一 プロテクトリーセラミックファイバー等を保護具の装着、点検、保管及び手入れルその他一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置構造の器具を用いて行うこと。
二 ロード一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場では、次の事項を見やる。
一 保護具の装着、点検、保管及び手入れルその他一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置構造の器具を用いて行うこと。
二 事業者は、次の各号のいずれかに該当する作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。
一 リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の構造の器具を用いて行うこと等の断熱又は耐火飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
二 事業者は、次の各号のいずれかに該当する作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。
一 リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の構造の器具を用いて行うこと等の断熱又は耐火飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

三 労働者は、(a)リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の構造の器具を用いて行うこと等の断熱又は耐火飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
四 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、この限りでない。
一 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
二 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
三 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
四 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
五 事業者は、第一項第二号の保護具等を使用する必要があることを周知させなければならない。
一 事業者は、第一項第三号に掲げる作業に労働者を従事させることは、第一項から第三項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならぬ。

六 一・三一プロパンスルトン等が漏れないよう、当該設備又は容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。
七 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を見やる。
一 プロテクトリーセラミックファイバー等を保護具の装着、点検、保管及び手入れルその他一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置構造の器具を用いて行うこと。
二 事業者は、次の各号のいずれかに該当する作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。
一 リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の構造の器具を用いて行うこと等の断熱又は耐火飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

三 労働者は、(a)リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の構造の器具を用いて行うこと等の断熱又は耐火飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
四 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、この限りでない。
一 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
二 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
三 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
四 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。
五 事業者は、第一項第二号の保護具等を使用する必要があることを周知させなければならない。
一 事業者は、第一項第三号に掲げる作業に労働者を従事させることは、第一項から第三項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならぬ。

- 二 当該作業を行う作業場所に、リフラクトリーピンチ等の粉じんを湿润な状態にする等の措置を講ずること。

一 セラミックファイバー等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えること。

事業者は、第二項第三号に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前項各号に定めるところによる必要がある旨を周知させなければならない。

7 労働者は、事業者から第三項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーク溶接等作業を行ふ屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかるらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を開閉する設備、局所排気装置又はブツシユブル型換気装置を設けることを要しない。

事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

4 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

5 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させることは、当該労働者に有効な呼吸器を保護具を使用させなければならない。

6 事業者は、金属アーク溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對

7 し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

8 事業者は、金属アーチ溶接等作業を行なう屋内作業場において当該金属アーチ溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

9 事業者は、金属アーチ溶接等作業を行なう屋内作業場において当該金属アーチ溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、前項の測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

10 事業者は、第七項の呼吸用保護具（面体をするものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

11 事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーチ溶接等作業の方法を用いなくなつた日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

12 一 測定日時
二 測定方法
三 測定箇所
四 測定条件
五 測定結果
六 測定を実施した者の氏名
七 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
八 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要
事業者は、金属アーチ溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

13 第三十六条の三の四の規定は、第一項及び第四項に規定する測定について準用する。この場合によつて、第一項の呼

第六章 健康診斷

- 合において、同条第一項中「第三十六条の三の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等」とあり、及び同項第三号中「個人サンプリング測定等」とあるのは、「第三十八条の二十一」第二項及び第四項に規定する測定」と、同号中「特定化學物質に応じた」とあるのは、「溶接ヒュームの」と読み替えるものとする。

第六章 健康診断

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二条第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断（シアン化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアン化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアン化ナトリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対する測定を行われた第一項の健康診断を除く。）の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

第一項の業務（令第十六条第一項各号に掲げる物で同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るもの）及び特別管理物質に係るもの（除く。）が行われる場所について第三十六条の二第一項の規定による評価が行われ、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該業務に係る直近の連続した三回の第一項の健康診断（当該健康診断の結果に基づき、前項の健康診断を実施した場合については、同項の健康診断）の結果、新たに当該業務に係る特定化学物質による異常所見があると認められなかつた労働者については、当該業務に係る第一項の健康診断に係る別表第三の規定の適用については、同表中欄中「六月」とあるのは、「二年」とする。

一 当該業務を行う場所について、第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、直近の評価を含めて連続して三回、第一管理区分に区分された（第二条の三第一項の規定により、当該場所について第三十六条の二第一項の規定が適用されない場合は、過去一年六月の間、当該場所の作業環境が同項の第一管理区分に相当する水準にある）こと。

二 当該業務について、直近の第一項の規定に基づく健康診断の実施後に作業方法を変更（軽微なものを除く。）していないこと。

令第二十二条第三項二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。
令第二十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。次項第三号において同じ。）

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第二条の二第二号イに掲げる業務（ジクロロメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は拭拭の業務を除く。）

三 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

(健康診断の結果の記録)

第四十条 事業者は、前条第一項から第三項まで
の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場

条第一項の場合における同項の業務を除く。)については、有機則第二十九条(第一項、第三項、第四項及び第六項を除く。)から第三十三条の三まで及び第三十一条の規定を準用する。

より障害をおこすおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行わる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければならない。

(保護具の数等)

業者は、前二条の保護具について
業する労働者の人数と同数以上を
効かつ清潔に保持しなければなら

- 1 -

いう。)の結果に基づき、特定化字物質健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを五年間保存しなければならない。

第四十二条 事業者は、特定化学物質（別表第一第三十七号に掲げる物を除く。以下この項及び次項において同じ。）が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、特定化学物質が漏えいした場合であつて、当該特定化学物質によ

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護衣等を備え付けておくこと等により当該保護衣等を使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

事業者は、令別表第三第一号1、3、4、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げるもので同号1、3、4、6若しくは7に係るもの若しくは同表第二号1から3まで、4、8の2、9、11の2、16から18の3まで、19、19の3から20まで、22から22の4

第八章 製造許可等
(製造等の禁止の解除手続)

第四十六条 令第十六条第二項第一号の許可(石綿等に係るものを除く。以下同じ。)を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、同条第一項各号に掲げる物(石綿等を除く。以下「製造等禁止物質」という。)を製造し、又は使用しようとする場合にあつては当該製造等禁止物質を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、製造等禁止物質を輸入し、

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

4 3 い。
第一項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならぬい。

第二項の診察又は処置を受けた場合を除き、

リカルボニルマンガン又は二メチルシクロヘキサジエニルトリカルボニルマンガンに限る。)、34若しくは36に掲げる物若しくは別表第一号から第三号まで、第四号、第八号の二、第九号、第十一号の一、第十六号から第十八号の三まで、第十九号、第十九号の三から第二十号まで、第二十二号から第二十二号の四まで、第二十三号、第二十三号の一、第二十五

リカルボニルマンガン又は二メチルシクロヘキサジエニルトリカルボニルマンガンに限る。)、34若しくは36に掲げる物若しくは別表第一号から第三号まで、第四号、第八号の二による許可証を交付するものとする。
(禁止物質の製造等に係る基準)
第四十七条 令第十六条第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準(石綿等に係るものを除く。)は、次のとおりとする。

二 聽取した医師の意見を特定化学物質健康診断個人票に記載すること。
事業者は、医師から、前項の意見聽取を行う

事業者は、特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、特別有機溶剤等に

号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号（ベンタクロルエノール（別名P C P）に係るものに限る。）、第三十三号（シクロ一
一 製造等禁止物質を製造する設備は、密閉式の構造のものとすること。ただし、密閉式の構造とする）が作業の性質上著しく困難で

上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

より著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならぬ。

（ペントジエニルトリカルボニルマンガン又は二メチルシクロペントジエニルトリカルボニルマンガンに係るものに限る。）、第三十四号若し
ある場合において、ドラフトチエンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。

(健康診断の結果の通知)
第四十条の三 事業者は、第三十九条第一項から

い。前二項の規定は、第三十八条の人において準用する有機則第三条第一項の場合における同項

一 製造等禁止物質を製造する設備を設置する
場所の床は、水洗によつて容易にそうじでき
る構造のものとすること。

遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

の業務については適用しない。 **第七章 保護具**

三 製造等禁止物質を製造し、又は使用する者は、当該物質による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

第四十一条 事業者は第三十九条第一項から第三項までの健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第四十三条 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

四 及び保護長靴を使用させなければならない。
事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

四 製造等禁止物質を入れる容器については、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないよう¹に堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該物質の成分を表示する」と。

(特定有機溶剤混合物に係る健康診断)
第四十一条の二 特定有機溶剤混合物に係る業務
(第三十八条の八において準用する有機物第三項)

(保護衣等)

五 労働者は、事業者から第三項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

五 製造等禁止物質の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

六 製造等禁止物質を製造し、又は使用する者は、不浸透性の保護前掛及び保護手袋を使用すること。

七 製造等禁止物質を製造する設備を設置する場所には、当該物質の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
 (製造の許可)

四十九条 法第五十六条第一項の許可は、令別表第三第一号に掲げる物ごとに、かつ、当該物を製造するプラントごとに行なうものとする。
 (許可手続)

第四十八条 法第五十六条第一項の許可を受けようとする者は、様式第五号による申請書に摘要書(様式第六号)を添えて、当該許可に係る物を製造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 厚生労働大臣は、法第五十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、様式第七号による許可証(以下この条において「許可証」という。)を交付するものとする。

三 許可証の交付を受けた者は、これを滅失し、又は損傷したときは、様式第八号による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

四 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人については、その名称)を変更したときは、様式第八号による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の書替えを受けなければならない。

(製造許可の基準)

第五十条 第一類物質のうち、令別表第三第一号1から5まで及び7に掲げる物並びに同号8に掲げる物で同号1から5まで及び7に係るもの(以下この条において「ジクロルベンジン等」という。)の製造(試験研究のためのジクロルベンジン等の製造を除く。)に関する法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次とおりとする。

一 ジクロルベンジン等を製造する設備を設置し、又はその製造するジクロルベンジン等を取り扱う作業場所は、それ以外の作業場所と隔離し、かつ、その場所の床及び壁は、不浸透性の材料で造ること。

二 ジクロルベンジン等を製造する設備は、密閉式の構造のものとし、原材料その他の物

の送給、移送又は運搬は、当該作業を行なう労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行うこと。

三 反応槽について、発熱反応又は加熱をする反応により、攪拌機等のグランド部からガス又は蒸気が漏えないようガスケット等により接合部を密接させ、かつ、異常反応により原材料、反応物等が溢出しないようコンデンサーに十分な冷却水を通しておくこと。

四 ブラント等のガスケット等を製造する場合以外は、その覆いは、密閉の状態で内部を観察できる構造のものとし、必要がある場合以外は当該覆いが開放できないようするための施錠等を設けること。

五 ジクロルベンジン等を労働者に取り扱わせるときは、隔壁室での遠隔操作によること。ただし、粉状のジクロルベンジン等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

六 ジクロルベンジン等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前号に定めるところによることが著しく困難であるときは、当該作業を作業中の労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に固い式フレードの局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

七 前号の局所排気装置については、次に定めること。

イ フレードは、ジクロルベンジン等のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けること。

ロ ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しあい構造とすること。

ハ ジクロルベンジン等の粉じんを含有する気体を排出するブッシュ型換気装置については、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げられるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。この場合において、当該除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハ ロの除じん装置を付設するブッシュ型換気装置のファンは、除じんをした後の空気が通る位置に設けること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ロの除じん装置を付設するブッシュ型換気装置のファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

九 排気口は、屋外に設けること。

ホ 厚生労働大臣が定める要件を具備するものとすること。

十 ジクロルベンジン等の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒には、第7号ハ又は前号ロの除じん装置を設けること。

十一 第7号ハ、第八号ロ及び第九号の除じん装置は、ジクロルベンジン等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすよう稼動させること。

十二 ジクロルベンジン等を製造する設備からの排液で、第11条第一項の表の上欄に掲げる物を含有するものについては、同表の下欄に掲げるいずれかの処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設け、当該装置を有効に稼動させること。

十三 ジクロルベンジン等を製造し、又は取り扱う作業に関する次の事項について、ジクロルベンジン等の漏えい及び労働者の汚染を防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行なうこと。

イ バルブ、コック等(ジクロルベンジンは、次に定めるところによること)。

ホ 排気口は、屋外に設けること。

ヘ 厚生労働大臣が定める性能を有するものとすること。

ハ 第6号のブッシュ型換気装置について、第六号のブッシュ型換気装置については、第六号のブッシュ型換気装置が設けられ、この箇所に掃除口が設けられている等掃除しない構造とすること。

二 ハの除じん装置を付設する局所排気装置のファンは、除じんをした後の空気が通る位置に設けること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがないときは、この限りでない。

ニ ハの除じん装置を付設する局所排気装置の接合部におけるジクロルベンジン等の漏えい等を調整し、又は取り扱う設備に原材料を送給するとき、及び当該設備から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。)の操作

ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ 安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の調整

ホ ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部におけるジクロルベンジン等の漏えいの有無の点検

ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト 異常な事態が発生した場合における応急措置

チ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

ホ ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部におけるジクロルベンジン等の漏えいの有無の点検

ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト 異常な事態が発生した場合における応急措置

チ その他ジクロルベンジン等の漏えいを防止するため必要な措置

ハ 試料の採取は、あらかじめ指定された箇所において、試料が飛散しないように行なうこと。

イ 試料の採取に用いる容器等は、専用のものとすること。

チ その他ジクロルベンジン等の漏えいを防止するため必要な措置

ハ 試料の採取は、あらかじめ指定された箇所において、試料が飛散しないように行なうこと。

イ 試料の採取に用いた容器等は、温水で十分洗浄した後、定められた場所に保管しておこなうこと。

ハ 試料の採取に用いた容器等は、温水で十分洗浄した後、定められた場所に保管しておこなうこと。

オ おこなうこと。

十五 ジクロルベンジン等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣並びに不浸透性の保護手袋及び保護長靴を着用させること。

十六 試験研究のためジクロルベンジン等の製造労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣並びに不浸透性の保護手袋及び保護長靴を着用させること。

十七 試験研究のためジクロルベンジン等の製造に関する法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

規定（同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に一号を加える部分を除く。）、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第三十八条の次に三条を加える改正規定（第五章の次に一章を加える改正規定（第三十八条の九及び第三十八条の十二に係る部分を除く。）、第五十二条の次に一条を加える改正規定並びに様式第十号の次に様式を加える改正規定 昭和五十一年一月一日）

二 第三条、第四条の前の見出し及び第四条の改正規定、第六条の改正規定（前条の規定は、屋内作業場」を「前二条の規定は、作業場」に改める部分に限る。）、第七条第一項の改正規定（第三号にただし書を加える部分及び同項に「号を加える部分を除く。」、第八条の改正規定（第三条第三項、第四条」を「第三条、第四条第三項」に改める部分に限る。）、第九条の改正規定（第三条第三項、第四条」を「第三条、第四条第三項」に改める部分に限る。）、第十条の改正規定（第五条第一項」を「第四条第三項若しくは第五条第一項」に改める部分に限る。）、第十一条第二項、第十三条及び第十五条から第十七条までの改正規定、第十八条の次に一条を加える改正規定、第十九条の改正規定（特定第一類物質」を「オーラミン等又は管理第二類物質」に改める部分中管理第二類物質に係る部分に限る。）、第二十九条の改正規定（同条第一項第一号中「第三条第三項、第四条若しくは第五条第一項」を「第三条第三項、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の九第一項第二号」に改める部分中第三条及び第四条第三項に係る部分並びに「局所排気装置」の下に「（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十二第一項ただし書の局所排気装置を含む。）を加える部分に限る。）並びに第五章の次に一章を加える改正規定（第三十八条の十二に係る部分に限る。）昭和五十一年四月一日

第二条 改正

（第一項第二号）
（第一項第三号）を加える部分に限る。）昭和五十九年の九に係る部分に限る。）改正規定（第五章の次に一章を加える改正規定（第三十九条第一項第一号中「若しくは第三十八条の九第一項第一号」の下に「若しくは第三十八条の九第一項第一号中第一項第三号」を加える部分に限る。）

第一年三月三十一日までの間は、第三条中「特定第一類物質」とあるのは「オーラミン等」と、第四条中「許可物質」とあるのは「第一類物質（令別表第三第一号3に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3に係るもの）」とすらる。

事業者は、昭和五十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法施行令別表第三第一号3に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3に係るもの（以下この項において「塩素化ビフェニル」といふ。）

第四号

抄
（昭和五一年三月二十五日労働省令
六号、第十二号、第十九号、第二
六号、第二十九号、第三十号若し
号に掲げる物を製造し、又は取り
改正前の特定化学物質等障害予防
に規定する特定化学設備に含まれ
る。）

一項若しくは第三十八条の九第一項第二号に改める部分中第三十八条の九第一項第二号に係る部分及び第二十九条第一項第二号中「第九条第一項」の下に「若しくは第三十八条の九第一項第三号」を加える部分に限る)及び第五章の次に一章を加える改正規定(第三十八条の九に係る部分に限る)昭和五十二年四月一日

4 事業者は、昭和五十一年三月三十一日までの間は、第三条中「特定第一類物質」とあるのは「オーラミン等」と、第四条中「許可物質」とあるのは「第一類物質」である。
（令別表第三第一号3に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3に係るものを除く。）とする。

5 前項の規定により設ける局所排気装置は、新規則第七条、第八条及び第二十九条第一項の規定の適用については、新規則第五条第一項の規定により設ける局所排気装置とみなす。

6 労働安全衛生法施行令別表第三第二号6に掲げる物又は新規則別表第一第六号に掲げる物を製造し、又は取り扱う設備で、昭和五十年十月一日において現に存するものについては、昭和五十三年三月三十一日までの間は、新規則第三十八条の九の規定及び第五条の規定は、適用しない。

7 コークス炉で、昭和五十一年十月一日において現に存するものについては、昭和五十三年三月三十一日までの間は、新規則第三十八条の九の規定は、適用しない。

8 新規則第五条及び第三十七条の規定の適用については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法施行令別表第三第二号1、2、5、6、12、13、19、20、23、25から27まで、29、30若しくは34に掲げる物又は新規則別表第一第一号、第二号、第五号、第六号、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十五号から第二十七号まで、第二十九号、第三十号若しくは第三十四号に掲げる物は、新規則第二条第二号の規定にかかるわらず、同号の第一類物質に含まれないものとする。

9 改正前の特定化學物質等障害予防規則第十三条並びに新規則第十八条及び第二十一条の規定の適用については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法施行令別表第三第三

第四号

抄
（昭和五一年三月二十五日労働省令
六号、第十二号、第十九号、第二
六号、第二十九号、第三十号若し
号に掲げる物を製造し、又は取り
改正前の特定化学物質等障害予防
に規定する特定化学設備に含まれ
る。）

二号1、6、12、19、20、26、29、
30若しくは34に掲げる物又は新規則別表第一
一第一号、第六号、第十二号、第十九号、第二
十号、第二十六号、第二十九号、第三十号若し
くは第三十四号に掲げる物を製造し、又は取り
扱う設備は、改正前の特定化学物質等障害予防
規則第十三条に規定する特定化学設備に含まれ
ないものとする。

附 則（昭和五一年三月二五日労働省令
第四号）抄

（施行期日）

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行
する。

附 則（昭和五三年三月二二日労働省令
第三号）

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行
する。

附 則（昭和五三年八月一六日労働省令
第三三号）

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行
する。

附 則（昭和五七年五月二〇日労働省令
第一八号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

第一 条 中酸素欠乏症防止規則第一条の改正
規定、同規則第二条の改正規定（同条第三号
中「第九条第一項において」を削る部分及び
同条に二号を加える部分に限る。）、同規則第
三条から第五条までの改正規定、同条の次に
一条を加える改正規定、同規則第六条、第七
条、第九条、第十条、第十三条、第十四条、第
十六条、第十七条及び第二十三条の改正規
定、同条の次に一条を加える改正規定、同規
則第二十五条の次に一条を加える改正規定並
びに同規則第二十七条の改正規定（同条中
「酸素欠乏症」を「酸素欠乏症等」に改める
部分に限る。）、第一条中労働安全衛生規則第
五百八十五条第一項第四号の改正規定及び同
規則第六百四十条第一項第四号の改正規定（同
号中「第九条第一項の場所」を「第九条
第一項の酸素欠乏危険場所」に改める部分に
限る。）並びに附則第四条、第六条及び第七
条の規定 昭和五十七年七月一日

員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成一二年三月一四日労働省令第七号) 抄
(施行期日)
附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成一三年四月二七日厚生労働省令第一号) (施行期日)
(計画の届出に関する経過措置)

第一条 この省令は、平成十三年五月一日から施行し、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第三百三十四条の規定は、同年四月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項から適用する。

第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成十三年八月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項から

十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令別表第三第二号5の2に掲げる物又は第二条の規定による改正後の特定化学物質等障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第五号の二に掲げる物（以下「エチレンオキシド等」という。）に係るものを作設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第三条 エチレンオキシド等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十四年四月三十日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

（出入口に関する経過措置）

第四条 エチレンオキシド等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十四年四月三十日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

附 則（平成一三年七月一六日厚生労働省令第一七二号）抄

1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一一月一〇日厚生労働省令第一七四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一一月一九日厚生労働省令第一七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月一日厚生労働省令第一四六号）抄

		(施行期日)	
新安衛則第百七十四号による作業	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	第三条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(経過措置)
新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一六年一〇月一日厚生労働省令第一四七号)
新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	附 則 (平成一七年一月五日厚生労働省令第二二号)抄	(施行期日)
新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	附 則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一号)抄	(施行期日)
新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	第三条 事業者は、次の表の第一欄に掲げる規定にかかわらず、同表の第二欄に掲げる作業について、同表の第三欄に掲げる講習を修了した者を、同表の第四欄に掲げる作業主任者として選任することができる。	(作業主任者に関する経過措置)
新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年七月一日から施行する。
新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	附 則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一号)抄	附 則 (平成一七年一月五日厚生労働省令第二二号)抄
新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保	新安衛則第百七十四号に掲げめ支保工作業主任保

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一〇月一日厚生労働省令第一四三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に存する旧安衛則（施行期日）による改正前の特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（計画の届出に関する経過措置）

第六条 新安衛則第八十六条第一項及び法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十五年四月一日前に新安衛則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第二条による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）第二条第三号の二に掲げる物（以下「エチルベンゼン等」という。）に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八号。以下「令」という。）別表第三の二号3の2若しくは新特化則別表第一第三号の二に掲げる物（以下「インジウム化合物等」という。）又は令別表第三第二号13の2若しくは新特化則別表第一第三号の二に掲げる物（以下「コバルト等」という。）に係るものと設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第七条 インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第三十八条の人において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第五条及び第六条の規定は、適用しない。

（床等に関する経過措置）

第九条 インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までの間は、新特化則第三十八条の八における部分に限る。）及び第三十八条の十二の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成二十五年三月五日厚生労働省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）

第六条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項において準用する同条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二年二月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第三条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）第二条第一項第三号の三に掲げる物（第二条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（次条において「旧有機則」という。）第一条第二号に該当するもの及び第三条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則（次条において「旧特化則」という。）第二条第一項第三号の二に掲げる物に該当するものを除く。附則第五条において「経過措置対象有機溶剤等」という。）に係るもの又は労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八号）別表第三第二号19の4若しくは新特化則別表第一第三十九号の四に掲げる物（以下「ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に存する旧安衛則（計画の届出に関する経過措置）

第五条 一・一二ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は適用しない。

（床等に関する経過措置）

第九条 インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までの間は、新特化則第三十八条の八における部分に限る。）及び第三十八条の十二の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成二六年八月二十五日厚生労働省令第一〇一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）

第六条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項において準用する同条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二年二月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第三条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）第二条第一項第三号の三に掲げる物（第二条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（次条において「旧有機則」という。）第一条第二号に該当するもの及び第三条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則（次条において「旧特化則」という。）第二条第一項第三号の二に掲げる物に該当するものを除く。附則第五条において「経過措置対象有機溶剤等」という。）に係るもの又は労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八号）別表第三第二号19の4若しくは新特化則別表第一第三十九号の四に掲げる物（以下「ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に存する旧安衛則（計画の届出に関する経過措置）

第五条 一・一二ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は適用しない。

（床等に関する経過措置）

第六条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二年十月三十一日までの間は、新特化則第二十条の規定は適用しない。

（警報設備等に関する経過措置）

第七条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を合計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年十月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は適用しない。

（警報設備等に関する経過措置）

第八条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二年十月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は適用しない。

（床等に関する経過措置）

第九条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二年十月三十一日までの間は、新特化則第二十条の規定は適用しない。

（作業環境測定士の資格に係る経過措置）

第十条 この省令の施行の際現に作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号。以下この条において「作環則」という。）別表第五

存するものについては、平成二十六年九月三十日までの間は、新特化則第三十八条の八における部分に限る。）及び第三十八条の十二の規定は、適用しない。

（特定化学設備に関する経過措置）

第六条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年十月三十一日までの間は、新特化則第三十八条の八における部分に限る。）及び第三十八条の十二の規定は、適用しない。

（特定化学設備に関する経過措置）

第六条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年十月三十一日までの間は、新特化則第十八条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は適用しない。

（出入り口に関する経過措置）

第七条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年十月三十一日までの間は、新特化則第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は適用しない。

（警報設備等に関する経過措置）

第八条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を合計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年十月三十一日までの間は、新特化則第二十条の規定は適用しない。

（床等に関する経過措置）

第九条 ジメチル一一二・一二ジクロロビニルホスフエイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二年十月三十一日までの間は、新特化則第二十条の規定は適用しない。

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第六条、第八条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年四月一日

二 第三条、第五条、第七条、第九条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月一日

（様式に関する経過措置）

第四条 この省令（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定（第四条及び第八条に定められたる規定）（以下同じ。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。（罰則に関する経過措置）

第五条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附 則（令和五年一月一八日厚生労働省令第五号）抄）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 （施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附 則（令和五年三月一七日厚生労働省令第二十九号）抄）

（施行期日）
この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（附 則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第三八号）抄）

（施行期日）
この省令は、令和五年三月三〇日から施行する。

（附 則（令和五年四月二一日厚生労働省令第六九号）抄）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（附 則（令和五年四月二一日厚生労働省令第六九号）抄）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年十月一日から、第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年四月二四日厚生労働省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年三月一八日厚生労働省令第四四号）抄

（施行期日）
この省令は、令和八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（附 則（令和五年一二月二七日厚生労働省令第一六五号）抄）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附 則（令和六年三月一八日厚生労働省令第三九条関係）抄）

1 アクリルアミドを含有する製剤その他の物。ただし、アクリルアミドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

2 アクリロニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、アクリロニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

3 アルキル水銀化合物を含有する製剤その他の物。ただし、アルキル水銀化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

4 エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

5 エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

6 エチレンオキシドを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンオキシドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

7 塩素を含有する製剤その他の物。ただし、塩素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

8 オーラミンを含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

9 オルトーフタロジニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、オルトーフタロジニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

10 クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

11 クロロホルムを含有する製剤その他の物。ただし、クロロホルムを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

12 クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

13 フタル酸化バナジウムを含有する製剤その他の物。ただし、五酸化バナジウムの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

14 コールタルを含有する製剤その他の物。ただし、コールタルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八の二 オルトートルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
九 オルトーフタロジニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、オルトーフタロジニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十 カドミウム又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、カドミウム又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十一 クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十二 クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十三 フタル酸化バナジウムを含有する製剤その他の物。ただし、五酸化バナジウムの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十四 コールタルを含有する製剤その他の物。ただし、コールタルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十五 酸化ブロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化ブロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六 シアン化カリウムを含有する製剤その他の物。ただし、シアン化カリウムの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十七 シアン化水素を含有する製剤その他の物。ただし、シアン化水素の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十八 シアン化ナトリウムを含有する製剤その他の物。ただし、シアン化ナトリウムの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十九 の三 一・二・ジクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十 の四 一・二・ジクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十一 の五 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二 の六 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三 の七 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十四 の八 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十五 の九 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十六 の一〇 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十八の二 四塩化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十九 の一 一・四ジオキサンを含有する製剤その他の物。ただし、一・四ジオキサンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の二 一・二・ジクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の三 一・四ジオキサンを含有する製剤その他の物。ただし、一・四ジオキサンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の四 一・二・ジクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の五 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の六 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の七 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の八 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の九 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一〇 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一一 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一二 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一三 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一四 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一五 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一六 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一七 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一八 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の一九 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の二〇 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の二一 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の二二 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の二三 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の二四 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 の二五 一・二・ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・二・ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

一・二・二・二テトラクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の四 テトラクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、テトラクロロエチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の五 トリクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、トリクロロエチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三 トリレンジイソシアネートを含有する製剤その他の物。ただし、トリレンジイソシアネートの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三の二 ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三の三 ニツケル化合物(ニツケルカルボニル)を除き、粉状の物に限る。(以下同じ。)を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十四 ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニツケルカルボニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十五 ニトログリコールを含有する製剤その他の物。ただし、ニトログリコールの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十六 パラジメチルアミノアブエンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラジメチルアミノアブエンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十七 パラニトロクロルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラニトロクロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十八 硼化水素を含有する製剤その他の物。ただし、硼化水素の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十九 ベーターブロピオラクトンを含有する製剤その他の物。ただし、ベーターブロピオラクトンを含有する

ラクトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

三十一 ベンタクロルフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩を含有する製剤その他の物。ただし、ベンタクロルフェノール又はそのナトリウム塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十二 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十三 マンガン又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十四 沢化メチルを含有する製剤その他の物。ただし、澤化メチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十五 硫化水素を含有する製剤その他の物。ただし、硫酸ジメチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十六 硫酸ジメチルを含有する製剤その他の物。ただし、硫酸ジメチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十七 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・二ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・二・二・一テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンを含有する製剤その他の物。ただし、硫酸の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

ケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、二号の五まで又は第三十三号の二に掲げる物。

ロ エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四ジオキサン、一・二・二ジクロロエタン、一・二・二・一・二・二・一テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤の含有量(これらの物が二以上含まれる場合には、それらの含有量の合計)が重量の五パーセント以下のもの(イに掲げるものを除く)。

ハ 有機則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物(イに掲げるものを除く)。

別表第二(第二条関係)

一 アンモニアを含有する製剤その他の物。ただし、アンモニアの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二 酸化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、酸化炭素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三 塩化水素を含有する製剤その他の物。ただし、塩化水素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

四 硝酸を含有する製剤その他の物。ただし、硝酸の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

五 二酸化硫黄を含有する製剤その他の物。ただし、二酸化硫黄の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六 フエノールを含有する製剤その他の物。ただし、フエノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

七 ホスゲンを含有する製剤その他の物。ただし、ホスゲンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

(二)		(二)		業務
月	年	月	年	
六	一	六	一	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る)。
七	二	七	二	二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る)。
八	三	八	三	三 事した経験を有する場合は

(二十九) 酸化プロピレン(これを月に分けての重量をその重量を超えて含有する物を含む)を製造し、又は取り扱う業務		(三十) コールターレル(これを月に分けての重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		(三十一) 検査	
九	(二十)	八	(二十一)	八	(二十二)
又は取り扱う業務	化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	又は取り扱う業務	化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	又は取り扱う業務	化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

十 （三 三 酸 化 二 ア ン チ モ ン （これをその 重量の一パ ーセントを 超えて含有 する製剤そ 他の物を 含む。）を製 造し、又は 取り扱う業 務	六 月 該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。 （当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	五 皮膚炎等の皮膚所見の 状の有無の検査
四 せき、たん、頭痛、 吐、腹痛、下痢、アンチモン 等の皮膚症状等の急性の 皮疹等の皮膚症状等の他 の疾患に係る症状にあつては、 当該業務に常時従事する労 働者に対して行う健 康診断におけるものに限る。 （尿中のアンチモンの量 の測定又は心電図検査 におけるものに限る。）	四 せき、たん、頭痛、 吐、腹痛、下痢、アンチモン 等の皮膚症状等の急性の 皮疹等の皮膚症状等の他 の疾患に係る症状にあつては、 当該業務に常時従事する労 働者に対して行う健 康診断におけるものに限る。 （尿中のアンチモンの量 の測定又は心電図検査 におけるものに限る。）	四 眼の痛み、せき、咽頭 痛等の他覚症状又は自覚症 状の有無の検査
五 医師が必要と認める場 合は、尿中のアンチモンの 量の測定又は心電図検査 測定にあつては、当該業務 に常時従事する労働者に對 して行う健康診断における ものに限る。	五 医師が必要と認める場 合は、尿中のアンチモンの 量の測定又は心電図検査 測定にあつては、当該業務 に常時従事する労働者に對 して行う健康診断における ものに限る。	五 皮膚炎等の皮膚所見の 状の有無の検査

(三十一)	(三十二)	(三十三)
一・四一 ジ六月	オキサン 月	タミルトランスペブチダ ゼ(マーグト) P)の検査
一・二一 ジ六月	一 業務の経験の調査 一 作業条件の簡易な調査 三 一・四一ジオキサンに よる頭重、頭痛、めまい、眼 の刺激症状、皮膚又は粘膜 の異常等の他覚症状又は自 覚症状の既往歴の有無の検 査	グルタミツクピルビツクト ランスマミナーゼ(GP T)及び血清ガンマーグル タミルトランスペブチダ ゼ(マーグト) P)の検査
一 クロロエタ ン(これ の重 量の 一パ ーセ ンを 超え て含 有す る製 剤そ の其 他の 物を 含む。) を製 造し 、又は 取り 扱う 業務 の業 務	一 業務の経験の調査 一 作業条件の簡易な調査 三 一・二一ジクロロエタ ンによる頭重、頭痛、めま い、悪心、嘔吐、傾眠、眼 の刺激症状、上気道刺激症 状、皮膚又は粘膜の異常等 の他覚症状又は自覚症状の 既往歴の有無の検査	グルタミツクピルビツクト ランスマミナーゼ(GP T)及び血清ガンマーグル タミルトランスペブチダ ゼ(マーグト) P)の検査
五 皮膚炎等の皮膚所見の 検査	六 血清グルタミツクオキ サニンの検査	ミナーゼ(GOT)、血清 グルタミツクピルビツクト ランスマミナーゼ(GP T)及び血清ガンマーグル タミルトランスペブチダ ゼ(マーグト) P)の検査

九	(四十九) 嘔吐等の急性的疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、恶心、嘔吐等の急性的疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。
八	(四十) 合物(ニツケル化六月)をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。(これをその他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六 尿中の潜血検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、恶心、嘔吐等の急性的疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。
七	(五十一) 二作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	七 皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
六	(五十二) 一業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	六 尿中の潜血検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
五	(五十三) 二作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
四	(五十四) 三ニツケル化六月)をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。(これをその他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
三	(五十五) 一業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	三 皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
二	(五十六) 二作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	二 皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
一	(五十七) 一業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	一 皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	涙、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)

(六十九)	七	四一ニトロジフェニル及びその塩の製造に従事する業務	四一アミノジフェニル及びその塩の製造に従事する業務	(六十九)
研究のため試験研究の実験を行なう。	六月	研究のために試験研究を行なう。	六月	六月
製造しために試験研究の実験を行なう。	七月	製造し、又は使用する。	七月	七月
又に研磨して他の物を含有する。	八月	の重量を超過する。	八月	八月

(七)	し、又は取り 扱う業務	アクリルアミ ド(これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。)を 製造し、又は 取り扱う業務	アクリロニト リル(これを二 つの重量の一 パーセントを三 超えて含有す る製剤その他の 物を含む。)を 製造し、又は 取り扱う業 務	(八)	アクリロニト リル(これを二 つの重量の一 パーセントを三 超えて含有す る製剤その他の 物を含む。)一 作業条件の調査 血漿 ^{ヨリ} コリンエステラ 活性値の測定 肝機能検査	(九)	インジウム化 合物(これを業 務に常時従事 する労働者 その重量の一 パーセントを 超えて含有す る製剤その他の 物を含む。)接 撮影若しくは特 殊なエツクス 線撮影による 検査(履 務	(十)	エチルベンゼ ン(これをそ の重量の一 セントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。)を 能検査又は腎 機能�査
織学的検査	学的検査又は皮膚の病理組織 的検査	アクリルアミ ド(これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。)を 製造し、又は 取り扱う業務	アクリロニト リル(これを二 つの重量の一 パーセントを三 超えて含有す る製剤その他の 物を含む。)一 作業条件の調査 血漿 ^{ヨリ} コリンエステラ 活性値の測定 肝機能検査	インジウム化 合物(これを業 務に常時従事 する労働者 その重量の一 パーセントを 超えて含有す る製剤その他の 物を含む。)接 撮影若しくは特 殊なエツクス 線撮影による 検査(履 務	エチルベンゼ ン(これをそ の重量の一 セントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。)を 能検査又は腎 機能椑	アクリルアミ ド(これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。)を 製造し、又は 取り扱う業務	アクリロニト リル(これを二 つの重量の一 パーセントを三 超えて含有す る製剤その他の 物を含む。)一 作業条件の調査 血漿 ^{ヨリ} コリンエステラ 活性値の測定 肝機能椑	インジウム化 合物(これを業 務に常時従事 する労働者 その重量の一 パーセントを 超えて含有す る製剤その他の 物を含む。)接 撮影若しくは特 殊なエツクス 線撮影による 検査(履 務	エチルベンゼ ン(これをそ の重量の一 セントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。)を 能椑又は腎 機能椑

別表第五 (第三十九条関係)		(五十)	
四	五		
クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	硫酸ジメチル (これをその重量の一パーセントを超えて含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査	一 研究のために使用する業務 二 医師が必要と認める場所で、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤球数、網状赤血球数、メノジフェニル及びその塩トヘモグロビンの量等の赤球系の血液検査
二 塩化ビニルを含有する製剤その他の物。ただし、塩化ビニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	イソジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、イソジウム化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	一 一の二の物。ただし、エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。 二の三の物。ただし、エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	一 一の二の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。 二の三の物。ただし、エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
三 オーラミンを含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	一の二の物。ただし、オルトートルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、オルトートルイジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	一 一の二の物。ただし、エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。 二の三の物。ただし、エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	一 一の二の物。ただし、エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。 二の三の物。ただし、エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

五の二 クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

五の三 コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物。ただし、コバルト又はその無機化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六 コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

六の一 酸化アルミニウムを含有する製剤その他の物。ただし、酸化アルミニウムの含有量の一パーセント以下のものを除く。

六の二 酸化ブロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化ブロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六の三 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の二 一・二一ジクロロブロパンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二一ジクロロブロパンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の三 ジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、ジクロロメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の四 メチル一二・二一ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物。ただし、ジメチル一二・二一ジクロロビニルホスフェイトの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の五 一・一ジメチルヒドログリセリンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一ジメチルヒドログリセリンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八 重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、重クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八の二 ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九 ニツケル化合物を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第1号の2（第六条関係）

十一 ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニツケルカルボニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十二 パラジメチルアミノアズベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラジメチルアミノゾベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十三 硫素又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、硫素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十四 ベータープロピオラクトンを含有する製剤その他の物。ただし、ベータープロピオラクトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十五 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

十六 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量の二パーセント以下のものを除く。

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（表面）

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（表面）	
第三管内区分標準状況届	
事業の種類	
事業場の名前	
郵便番号（ ）	電話（ ）
労働者数 員	人
最高年齢の年齢のうち 25歳未満の者に対する割合 割合は、25歳未満の者 の労働者の割合	
第三管内区分に分 かれた場合における 事業の内容	
所轄事務局名	
氏名	
作業実施期間 作業実施地點の名前 を明示した日	年月日
作業被監督部門番 号	第一管内区分に亘る監 督区分ごとに記入可 能
監視機関名	河川の名、必要に依 る機器
河川航行器具登録 登録年月日	
事業者登記名	

年月日 事業者登記名

河川航行器具登録

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（裏面）

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（裏面）	
説明	
1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。 2 次に示す事項を記入すること。 ①事業場の名前、郵便番号、電話番号、河川航行器具登録番号、最高年齢のうち25歳未満の者に対する割合 ②現実に実施する事業場における河川航行器具の種別について必要な能力を有する者である ことを示す書類の提出。 ③河川航行器具登録番号と登録の内容を示す書類。 ④河川航行器具登録番号と河川航行器具登録の申請書に基づく詳細の記録。 ⑤河川航行器具登録番号と河川航行器具登録の申請書に基づく詳細の記録。 ⑥河川航行器具登録番号と河川航行器具登録の申請書に基づく詳細の記録。	

様式第2号（第40条関係）（表面）

様式第2号（第40条関係）（表面）			
特定化学物質健康の影響状況			
兵科	当該月の 月 日 年 月 日	属人登記名 姓 名 性 別 年 齢 年 月 日	年 月 日
第一種 事務局			
第二種 事務局			
第三種 事務局			
第四種 事務局			
第五種 事務局			
第六種 事務局			
第七種 事務局			
第八種 事務局			
第九種 事務局			
第十種 事務局			
第十一種 事務局			
第十二種 事務局			
第十三種 事務局			
第十四種 事務局			
第十五種 事務局			
第十六種 事務局			
第十七種 事務局			
第十八種 事務局			
第十九種 事務局			
第二十種 事務局			
第二十一種 事務局			
第二十二種 事務局			
第二十三種 事務局			
第二十四種 事務局			
第二十五種 事務局			
第二十六種 事務局			
第二十七種 事務局			
第二十八種 事務局			
第二十九種 事務局			
第三十種 事務局			
第三十一種 事務局			
第三十二種 事務局			
第三十三種 事務局			
第三十四種 事務局			
第三十五種 事務局			
第三十六種 事務局			
第三十七種 事務局			
第三十八種 事務局			
第三十九種 事務局			
第四十種 事務局			
第四十一種 事務局			
第四十二種 事務局			
第四十三種 事務局			
第四十四種 事務局			
第四十五種 事務局			
第四十六種 事務局			
第四十七種 事務局			
第四十八種 事務局			
第四十九種 事務局			
第五十種 事務局			
第五十一種 事務局			
第五十二種 事務局			
第五十三種 事務局			
第五十四種 事務局			
第五十五種 事務局			
第五十六種 事務局			
第五十七種 事務局			
第五十八種 事務局			
第五十九種 事務局			
第六十種 事務局			
第六十一種 事務局			
第六十二種 事務局			
第六十三種 事務局			
第六十四種 事務局			
第六十五種 事務局			
第六十六種 事務局			
第六十七種 事務局			
第六十八種 事務局			
第六十九種 事務局			
第七十種 事務局			
第七十一種 事務局			
第七十二種 事務局			
第七十三種 事務局			
第七十四種 事務局			
第七十五種 事務局			
第七十六種 事務局			
第七十七種 事務局			
第七十八種 事務局			
第七十九種 事務局			
第八十種 事務局			
第八十一種 事務局			
第八十二種 事務局			
第八十三種 事務局			
第八十四種 事務局			
第八十五種 事務局			
第八十六種 事務局			
第八十七種 事務局			
第八十八種 事務局			
第八十九種 事務局			
第九十種 事務局			
第九十一種 事務局			
第九十二種 事務局			
第九十三種 事務局			
第九十四種 事務局			
第九十五種 事務局			
第九十六種 事務局			
第九十七種 事務局			
第九十八種 事務局			
第九十九種 事務局			
第一百種 事務局			
第一百一十一種 事務局			
第一百二十二種 事務局			
第一百三十三種 事務局			
第一百四十四種 事務局			
第一百五十五種 事務局			
第一百六十六種 事務局			
第一百七十七種 事務局			
第一百八十八種 事務局			
第一百九十九種 事務局			
第二百種 事務局			
第二百一十一種 事務局			
第二百二十二種 事務局			
第二百三十三種 事務局			
第二百四十四種 事務局			
第二百五十五種 事務局			
第二百六十六種 事務局			
第二百七十七種 事務局			
第二百八十八種 事務局			
第二百九十九種 事務局			
三百種 事務局			
三百一十一種 事務局			
三百二十二種 事務局			
三百三十三種 事務局			
三百四十四種 事務局			
三百五十五種 事務局			
三百六十六種 事務局			
三百七十七種 事務局			
三百八十八種 事務局			
三百九十九種 事務局			
四百種 事務局			
四百一十一種 事務局			
四百二十二種 事務局			
四百三十三種 事務局			
四百四十四種 事務局			
四百五十五種 事務局			
四百六十六種 事務局			
四百七十七種 事務局			
四百八十八種 事務局			
四百九十九種 事務局			
五百種 事務局			
五百一十一種 事務局			
五百二十二種 事務局			
五百三十三種 事務局			
五百四十四種 事務局			
五百五十五種 事務局			
五百六十六種 事務局			
五百七十七種 事務局			
五百八十八種 事務局			
五百九十九種 事務局			
六百種 事務局			
六百一十一種 事務局			
六百二十二種 事務局			
六百三十三種 事務局			
六百四十四種 事務局			
六百五十五種 事務局			
六百六十六種 事務局			
六百七十七種 事務局			
六百八十八種 事務局			
六百九十九種 事務局			
七百種 事務局			
七百一十一種 事務局			
七百二十二種 事務局			
七百三十三種 事務局			
七百四十四種 事務局			
七百五十五種 事務局			
七百六十六種 事務局			
七百七十七種 事務局			
七百八十八種 事務局			
七百九十九種 事務局			
八百種 事務局			
八百一十一種 事務局			
八百二十二種 事務局			
八百三十三種 事務局			
八百四十四種 事務局			
八百五十五種 事務局			
八百六十六種 事務局			
八百七十七種 事務局			
八百八十八種 事務局			
八百九十九種 事務局			
九百種 事務局			
九百一十一種 事務局			
九百二十二種 事務局			
九百三十三種 事務局			
九百四十四種 事務局			
九百五十五種 事務局			
九百六十六種 事務局			
九百七十七種 事務局			
九百八十八種 事務局			
九百九十九種 事務局			
一千種 事務局			

様式第2号（第40条関係）（裏面）	
第一回検査の結果及び第二次検査の結果の「検査又は検査の結果」欄は、実務ごとに定められた事項についての検査又は検査をした結果を記載すること。	
2 「回数の表示」欄は、真跡など、實體検査、要領等などの回数を記入すること。	
3 「回数の意見」欄は、被検査の結果、真跡の所見があると判断された場合に、執筆上の特徴について記述する欄であること。	

様式第2号（第40条関係）（裏面）

様式第3号（第41条関係）（表面）

様式第3号（第41条関係）（裏面）

2) 「被験者・対象」、「介入」、「操作」の4要素を明確にし、操作手順とともに記入すること。

3) 「研究目的」、「研究問題」、「研究目的と問題の関連性」、「研究問題の明確化」、「研究問題の解決策」、「研究問題の解決策の実現度」など、本題とシート通り、各項目ごとに、具体的な内容を記入すること。

4) 「測定指標」、「測定法」、技術手段などを記入すること。また、測定指標と測定法の関連性を記入すること。また、測定法が測定指標を正確に反映するか否かを記入すること。

5) 「測定基準」等は被験者の個人的特徴や、被験者の属性等を記入すること。

6) 「実験条件」の記述は、被験者の属性等を記入すること。

7) 「実験手順」の記述は、被験者の属性等を記入すること。

8) 「参考文献」欄は、定性的な研究結果の引用元及び定量的研究範囲を明記し算出式を記入すること。また、参考文献欄には、参考文献の算出式を記入すること。

9) 「白紙」欄は、記述しきりうる項目を記入するための用紙面である。

10) 以上は、基準としてよくある項目であっても必ず記入すればよいことは、参考文献の例を除いては、必ず記入する必要はない。

様式第7号（第49条関係）

物質の名前	物質の名前
申請者の住所	
申請者の氏名	
製造を行ふ事業場等の所在地	
製造を行ふ事業場等の名称	

空欄は空欄を記入する場合は、申請の場合は上記欄に記入すること。

年月日

原生安衛大臣

様式第8号（第49条関係）

物質の名前	物質の名前
申請者の名前	申請者の名前
製造許可番号及び許可年月日	
新規な行う事業場等の所在地及び住所	
両方付文又は書類又は傳票	

年月日

原生安衛大臣

署名

備考

- 住所、申請者の法人ごとに複数回あつては、主たる事業場の所在地を記入すること。
- 住所、申請者の法人ごとに複数回あつては、主たる事業場の所在地を記入すること。
- 申請者は、新規な行う事業場等の所在地を記載する際は、空欄を記入せしめて記入すること。

様式第9号及び様式第10号
様式第11号（第38条の17、第38条の1、第38条の1）削除
8、第53条関係

事業の種類	事業の種類
事業者の名前	
事業者の所在地	
電話（　）	

年月日

事業者職名

空欄は空欄を記入すること

備考

- 事業の種類、の欄は本規則第36条の1の欄に記入すること。
- 二つの欄に記載しない場合は、記載しない欄に記入して記入すること。